

令和5年度 社会教育関係団体に対する補助金交付予定一覧

No	団体名	団体の主たる目的 (各団体の規約等を抜粋)	補助申請の内容	補助金 申請額 (円)	補助 予定額 (円)	補助対象事業		補助 対象 経費
						(参考) 補助事業の範囲 昭和34年国の審議会答申から		
1	日本ボーイスカウト 千葉県連盟	本連盟は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の目的、基本及び諸規約並びにその方針に従い、各団の独立と主体性を妨げることなく、同様の目的を有する千葉県内の他の団体との友好関係を保つとともに、各地区の協力により、千葉県内のボーイスカウト運動の発展を図ることを目的とする。	・ 広報紙 「スカウトちば」発行 ※年3回、5,800部	40,000	40,000	○	エに該当	○
2	一般社団法人 ガールスカウト千葉県連盟	本連盟は、ガールガイド・ガールスカウト世界連盟の精神に則り、ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及する。本連盟は、この運動を通じて少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために、責任ある市民として自ら考え、行動できる人となるよう育成し、もって女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする。	・ 広報紙 「ちばだより」発行 ※年3回、5,100部 ・ ホームページ更新 ※都度更新(年間)	40,000	40,000	○	エに該当	○
3	一般社団法人 千葉県子ども会育成連合会	この会は、千葉県における子ども会の育成及び地域における子どもの育成活動の振興に必要な事業を行い、もって子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	・ 広報紙 「ちば県子連」発行 ※年2回 6,000部 ・ ジュニア・リーダー 上級研修会	65,000	65,000	○	イ、エに該当	○
4	千葉県高等学校 PTA連合会	高等学校PTA活動を通して社会教育、家庭教育の充実及び学校教育との連携に努め、わが国、わが県の次代を担う青少年の健全な発達と育成を図り、もって生涯学習社会の形成に寄与することを目的とする。	・ 広報紙 「ちば高P連だより」 発行 ※年2回、3,000部	40,000	40,000	○	エに該当	○
5	千葉県特別支援学校 PTA連合会	本会は、千葉県特別支援学校PTAの旺盛な活動のもとに教育・医療・福祉・労働等との連携を図り、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。	・ 広報紙 「県P連会報」発行 ※年1回、12,200部	40,000	40,000	○	エに該当	○
6	千葉県ユネスコ連絡協議会	本会は、ユネスコ憲章の精神に基づき、県内各ユネスコ協会及び関係機関・団体相互の連携を図りユネスコ活動の振興発展に寄与することを目的とする。	・ 広報誌 「県ユ協連広報」発行 ※年2回、4,000部	40,000	40,000	○	エに該当	○
合計				265,000	265,000			

(特別補助)

No	団体名	団体の主たる目的 (各団体の規約等を抜粋)	補助申請の内容	補助金 申請額 (円)	補助 予定額 (円)	補助対象事業		補助 対象 経費
							(参考) 補助事業の範囲 昭和34年国の審議会答申から	
1	千葉県PTA連絡協議会	本会は、千葉県内の小中学校単位で結成されるPTA及び郡市単位の連合体の発達を通じて、児童、生徒の健全な育成をはかることを目的とする。	日本PTA関東ブロック 千葉大会の開催	2,080,000	2,080,000	○	クに該当	○
2	一般社団法人 ガールスカウト千葉県連盟	(上記No2に同じ)	ガールスカウト 南関東地区 シニア部門事業	52,000	52,000	○	イに該当	○
合計				2,132,000	2,132,000			

【補助の根拠】

社会教育関係団体が行う教育事業以外の事業補助

昭和34年の社会教育法の改正により、社会教育団体に対する補助金支出の禁止規定が廃止され、憲法89条の規定に抵触しない事業については補助金の支出が可能となった。

補助事業の範囲 (教育委員会が認める事業)

- ア 図書、記録、視聴覚教育の資料を収集し、作成または提供する事業
- イ 社会教育の普及、向上または奨励のための援助、助言の事業
- ウ 社会教育関係団体間の連絡調整の事業
- エ 機関紙の発行、資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の事業
- オ 体育、運動競技またはレクリエーションに関する催しの開催、またはこれに参加する事業
- カ 社会教育に関する研究調査の事業
- キ 社会教育施設の建設および設備の整備に関する事業
- ク その他社会教育の振興に寄与する公共的意義ある適切な事業

【補助金の考え方】

- ・平成24年度から、前年比10%減、下限40,000円で配分。
- ・どの団体も「エ」に該当する機関誌発行事業を補助申請事業としているが、県で指定しているわけではなく、団体が申請しているもの。
- ・特別補助については、事業費の10%を補助。ただし5,000,000円を上限とする。